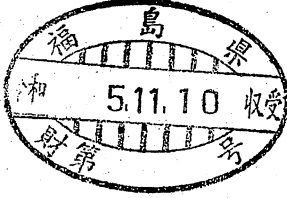


様式1



入札参加資格制限措置に係る苦情申立書

令和5年11月9日

福島県知事 殿あて

住 所 福島県郡山市大槻町字下中野4番地
商号・名称 開東産業株式会社
代表者氏名 代表取締役 菅野彰

入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第1項の規定に基づき下記のとおり申し立ていたします。

記

1 申立てに係る措置

入札参加資格制限の期間

令和5年10月30日から令和6年10月29日まで

2 申立ての趣旨及び理由

別紙のとおり

(備考) 苦情申立ては、参加資格制限又は警告等の通知日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

別紙

申立の趣旨

入札参加資格制限期間を最大6か月以下とされるよう求める

申立の理由

入札参加資格制限の理由は、苦情申出人（以下「申出人」）の行為が、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の1の2（虚偽記載）に該当するというものである。

しかし、入札参加資格制限期間が1年という長期間とされている点は不当であるから、その期間を短縮すべきである。

その理由は以下のとおりである。

- 1 本件での長期間の制限は違法性を助長する恐れがある。

本件発覚の端緒は、A社 または 個人B氏（以下「B氏」）からの福島県（以下「県」）への通報である。

通報自体は特に問題はないが、その動機、態様に問題がある。

- (1) B氏らは、A社 が申出人に対し未収金があるとして、4000万円を請求していた。

- (2) 問題の1は、B氏の行為には弁護士法に違反する恐れが高いということである。

同人は、A社の代理人として申出人に前記のとおり金員の支払いを求めたが、これは、同人が報酬を得る目的で業として他人の法律事務に介入した行為と考えられ、弁護士法72条に違反する違法行為に該当する可能性が高い。

この詳細は以下のとおりである。

- ① B氏は、以前にもA社 と別の業者の代理人として、申出人に対し、本件と別の工事について未収金の請求をした。したがって、B氏の行為は業としての行為と判断される。
- ② B氏が、未収金の請求をしたことは、法律事務に該当する。
- ③ B氏は、前記未収金なるものが入金になれば、報酬を得る約束をしていたとみるのが 妥当である。

(3) 問題の2は、B氏の行為が脅迫まがいであるということである。

B氏は県に情報を提供する前の時期と思われるが、令和5年4月初旬、申出人に対し、前記のとおり、「A社の未収金4000万円を支払え、払わなければ県に通報して入札できなくしてやる」と述べた。

この間、B氏らは、申出人事務所をしばしば訪れて長居し、また電話でしばしば長時間（1時間を超えるときもあった）支払いの催促をした。しかし、申出人は、「未払金がない、あるというのであれば、裁判所に決めてもらいたい」旨述べ、これに応じなかった。

しかし、B氏は、これに応じないで、執拗に支払いを求め、重ねて、今回県から指摘された事項の一部を指摘し「県に違法行為を伝える」と述べた。申出人は、公共事業の占める割合が8割を超えるから、県から入札制限されれば、きわめて苦境に陥ることになる。B氏は、これを見越して、A社への根拠のない支払いを請求したものである。認められなければ、県に伝え、入札制限を受けさせると述べたことは脅迫に該当する可能性がある。

(4) 福島県暴排条例の精神からも、脅迫的言動による不当要求（支払義務のない者に対し支払いを執拗に要求する）には応じるべきではない。また、警察の指導を受け、支払いに応じなかった。

(5) 申出人がB氏の要求に応じないとわかると、B氏は、県へ申出人のことで、県職員にはしばしば長時間の電話をしていたようであり、このことも正当性に疑問がある。

(6) 県への入札を希望する者で何らかの問題（例えば虚偽記載）があった場合、県から長期間の入札制限（重い措置）を受けるということになれば、県へ通報されないため、不当要求に応じたほうが良いということになりかねない。そうすれば、虚偽記載の事実が表面化せず、県も発注工事の内容を把握できず、監督も十分できないことになる。

さらに、県への入札希望する者が、不当要求に応じることを招来する結果になりかねない。

本件の入札制限期間が不当に長期間と考える所以である。

2 申出人の虚偽記載は実害が乏しい。

虚偽記載による実害は、他の虚偽記載（競争入札参加資格確認資料等）と比較すると実

害が生じる恐れが乏しい。とくに、入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る提出資料の虚偽記載と比較すると、実害は乏しい。

したがって、制限期間が1か月以上12か月以内とある中で、申出人に対し最長期間とするのは不当である。このことは、県の制限理由が3件であることを考慮しても不当性が高い。

いうまでもないが、申出人の虚偽記載が正当であることを主張しているものではない。

申出人は、公共事業の占める割合が80%を超えており、1年間の期間制限は、実害がないことから認められるべきではない。

3 情報漏洩の疑い

A社 代表者 C氏は令和5年10月初め、申出人代表者菅野及び職員 Dに対し、申出人が12か月の入札制限になると述べた。結果、そのとおりになった。

申出人は、前記 C氏が、県の判断を先取りして述べたことに疑問をもっている。県から前記 C氏や B氏が、情報をとったとすれば問題がある。

以 上